

野洲市資料提供

取扱い注意		
解 禁 日	テレビ ラジオ	9月25日午後6時以降
	新聞	9月26日朝刊から
提供年月日		令和8年9月25日
担当部課		教育委員会文化財保護課
担 当 者		福 永
連絡先電話番号		(077)589-6436

中畑・古里遺跡 弥生時代中期末の大型建物遺構等の保存に関する協議の結果について

野洲市教育委員会では、令和7年12月から当該遺跡の発掘調査を進め、（公財）滋賀県文化財保護協会が担当した調査区で検出した弥生時代中期末の大型建物遺構と門柱遺構について、開発事業者である㈱カインズ様（以下、開発事業者）と遺構の保存に関する協議を行ってまいりました。この程、両者合意のもと、協議の結果と現地遺構の取り扱いが定まりましたので、以下のとおり公表します。

1. 発掘調査の経緯・概要

今回の発掘調査は、大型店舗出店計画に先立つものです。令和7年9月から10月にかけて実施した試掘調査の結果を受けて、令和7年12月から令和8年8月までの調査期間で、開発事業者による調査費用負担のもと、本発掘調査を実施しました。

令和8年4月から5月にかけて、大型掘立柱建物の遺構の存在が明らかとなり、遺構の一部掘り下げの結果、弥生時代中期末～後期初頭の年代が推定されました。また、同調査区内では、同年6月から7月にかけて、大型建物遺構と同じ「斜路」構造をもつ一対2基の大型柱穴の存在も明らかになりました。当該遺構の掘り下げ当初は性格が不明でしたが、残存埋土の土層堆積状況や柱穴底部の形状確認と出土遺物の検証を行い、学識経験者の見解を踏まえて7月末の段階で、同遺構を大型建物遺構と同時期の門柱（大柱）遺構であると結論付けました。

大型建物遺構の存在が明らかになって以降、現地ではあらゆる関連分野の学識経験者の方に遺構を実見いただきました。その結果も踏まえ、野洲市教育委員会は一連の検出遺構に国史跡と同等の歴史的価値と重要性を見出し、同年5月下旬から開発事業者と遺構保存に関する協議を始めました。

2. 市教育委員会からの保存要望について

令和8年5月下旬から、主には対面にて5回の協議を行いました。その過程で、第2回目の協議にて、市教育委員会から開発事業者に対し、大型建物遺構の現地保存に関する要望書を送付（手渡し）しています。その要点は以下のとおりです。主として2点に集約されます。

①. 大型掘立柱建物遺構の現地保存

同遺構の建物としての範囲もしくは個々の柱穴を保護し、計画建物の基礎施工によって破壊されずに地下保存されること。

②. 開発計画の竣工・オープン後を見据えた調査成果の活用策

今回検出した遺構を広く市民に知ってもらうため、解説サインの設置や遺構の地表面あるいは床面表示などを行うこと。

ここでいう遺構の「保存」とは、検出した遺構を保護砂によって埋め戻し、直後の開発行為によって破壊されない状態を維持していくことを言います。調査の過程で、遺構の埋土を完全に掘り切ってしまうのではなく、遺構の機能時期や廃絶時期の情報をもつ埋土ごと埋め戻して後世に残すこともあります。例えば国史跡に指定されている遺跡の遺構も、このような方法によって保護措置が取られている場合が主流です。このようにすれば、後世のある時期において、その段階で発達した技術による再調査を行い、また新たな知見を得ることも可能となります。

今回のケースでは、これらの遺構が地下で保存されるのであれば、地表（地上）の状況については内容を問うことはしておりません。

3. 保存協議の結果―遺構の部分的保存―

市教育委員会からの要望の回答を令和8年8月24日に受理し、その内容を結果として公表します。大型建物遺構については、残念ながら全ての柱穴が保存される状況とはなりませんでしたが、16基ある柱穴のうち、建物の全体規模を認識するうえで主要な9基の柱穴が現地で保存されます。

一方、門柱（大柱）遺構については、一對2基の大型柱穴が全て保存されることになりました。

具体的には別添の遺構平面図をご参照ください。

また、開発計画は当初の通り進められることになり、検出遺構の直上には店舗建物が当初計画どおり建設されます。ただし、検出遺構直上の位置近辺には、2-②で挙げた事後の活用策について具体的に検討いただけることになりました。

4. 保存協議過程

市教育委員会と開発事業者とは、3.の結果が導き出されるまで、先にも述べたとおり対面で5回の検討協議を行い、そのほかにも電話やメールにて交渉を重ねてまいりました。

主な対面協議は以下のとおりです。

- ・令和8年5月27日 第1回保存協議 開発事業者に対する保存の依頼。
- ・令和8年6月22日 第2回保存協議 市教育委員会から開発事業者へ要望書を手渡し。
- ・令和8年7月16日 第3回保存協議 開発事業者と保存方策の検討。
- ・令和8年7月23日 第4回保存協議 開発事業者と保存方策の検討。
- ・令和8年7月29日 第5回保存協議 開発事業者から保存方策概要の提示。
- ・令和8年8月24日 開発事業者から要望書に対する回答書を受理。

5. 結果（遺構の部分的保存）に至る背景と要因

- ・協議当初の流れとしては、まず6月6日の一般向け現地説明会の前後に、検出遺構の重要性を説明し、遺構の現地保存を要望しました。
- ・大型建物遺構などを検出した調査区は、計画建物の柱基礎の密度が高く、全域が遺構の全損を前提とした本発掘調査として着手した経緯があります。
- ・協議当初は、開発事業者としては遺構保存の要望依頼には応じられないとの意向でした。

- ・その後の協議において、市教育委員会との史跡整備や遺構保存の類例説明を通じて、開発事業者には現地の遺構保存を社内検討いただけることとなり、さらに協議を重ねていった結果、今回の遺構保存の方策が導き出されました。
- ・大型建物遺構の全ての柱穴が保存できないのは痛恨の極みですが、開発事業者には建物基礎構造の大幅な設計変更に応じていただきました。その結果、当初は調査区内の全ての遺構が建設工事による影響を受ける状態（全損）であったものが、門柱（大柱）遺構の完全保存、大型建物遺構の部分的保存という結果に繋がりました。
- ・各地で大地震が多発している昨今において、建物の基礎構造設計変更には限界も存在しました。計画範囲において、大型建物遺構の柱穴が全部保存に至らなかった要因の一つです。
- ・協議の中では建物の建設位置自体の変更も、当然俎上に上げています。開発事業者の主張としては、計画地は面積の広い敷地である一方、同時に建物・施設等のレイアウトパーツの面積も単位が大きいこと。国道8号バイパスからの接続や北側・西側の住宅地に対する配慮などの外的要因を考慮すると、計画建物のレイアウト変更の選択肢は限定されるという背景があるとのことでした。
- ・前項の事情に加え、計画地南西側には妙光寺塚越古墳が存在します。現状の直径約20mの墳丘が現存する古墳時代後期の首長墓ですが、調査着手前から市教育委員会は開発事業者に対して古墳の保存を要望し、開発事業者には緑地としての保存に協力いただいております。この古墳が存在する近辺には建物や施設の配置が不可能であり、駐車場としても利用できないという状態が、建物計画位置の変更を困難にしている大きな要因となっています。

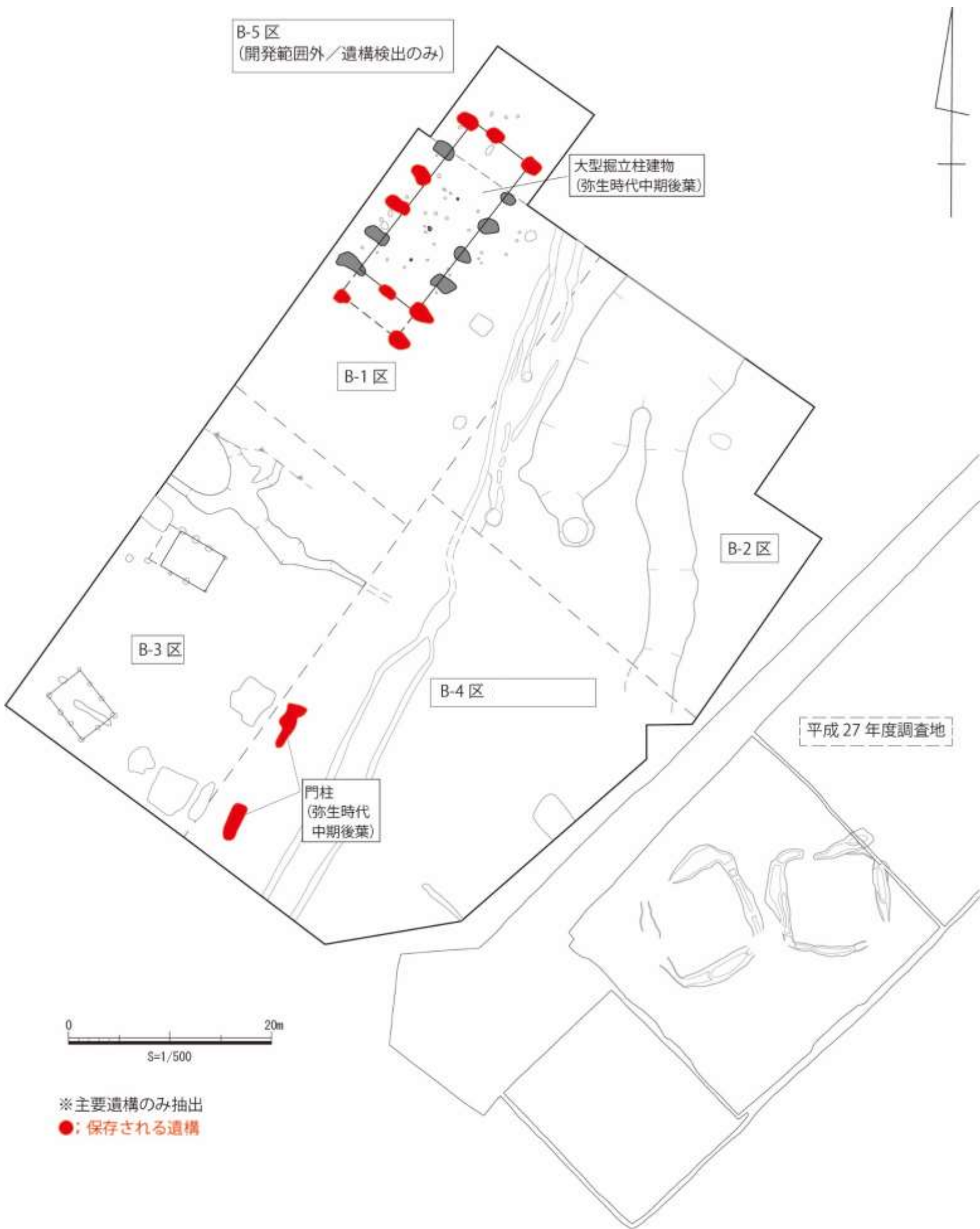
6. 保存協議にあたっての市教育委員会のスタンスと今後の取り組み

この種の遺構保存協議は、文化財保護行政上も地元市町が主体となって進めていくものです。市教育委員会が行う保存協議はあくまで依頼や要望の立場であり、法的な力を背景にするものではありません。一方、地元市町の教育委員会が行う依頼・要望に対し、開発事業者側に応じただけなのか否かは開発事業の業態によっても大きく左右されと考えられます。

先にも触れましたように、今回開発事業者としては、当初は保存要望には応じていただけないスタンスでありました。着工予定時期まで期間も短い状況の中で、開発事業者側との信頼関係を構築して一定の成果を挙げるためには、市側でも検討や合意形成に時間を要する用地公有化を伴う保存措置を講ずるよりは、開発事業者側にも対応可能と思われる方策を予め提示し、早期に具体的な保存協議を始めることが得策であると考えた次第です。

協議途中で開発事業者からもたらされた保存案も、残念ながら大型建物遺構全体を保存できるものではありませんでした。そうした状況であっても、平面規模の大きな遺構において、一つでも多くの柱穴を保存につなげることが、今後の短期長期両方の活用策を見据えた上でも重要であると判断しました。

開発事業者には、今回の調査成果の現地での事後活用策にも継続して協議いただけることになりました。市教育委員会としましても、歴史民俗博物館や図書館での展示や地域での講座開催、関連資料の整備などを積極的に進め、今後も当遺跡の周知・情報発信に努めてまいります。



中畑・古里遺跡 B 区（県協会調査分） 主要遺構配置図



株式会社カインズ 御中

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

中畑・古里遺跡 弥生時代中期末の大型掘立柱建物遺構の現地保存に関する要望書

平素は本市文化財保護の取り組みにご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、令和 7 年 12 月から開始している中畑・古里遺跡の発掘調査につきましても、一連のご協力に対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

今回の（公財）滋賀県文化財保護協会の担当調査区にて検出しました、弥生時代中期末の祭殿と評価される大型掘立柱建物跡は、三上山信仰の歴史を遡る上で最古の資料として評価でき、その歴史の古さをストレートに物語るものであります。現代やこれからの世代を歩んでいく本市市民にとりましても、欠かすことのできないモニュメントとして位置付けられます。

去る令和 6 年度末に策定いたしました『野洲市文化財保存活用地域計画』では、本市の歴史文化の特徴を三つの柱にまとめております。その一つ目には「三上山信仰と遺跡群が伝える山との共生」を掲げております。この三上山を中心とする文化財群は、御上神社や宮寺の旧東光寺、山麓の古墳群などの遺跡をはじめ、御上神社の国宝本殿をはじめとする建造物群や同神社が所有する歴史資料・美術工芸品、周辺の村落によって運営される「三上のずいき祭り」など、実に多岐に及ぶものとなっております。また、「三上山のムカデ退治」の伝説は、市民の世代を超えて人口に膾炙されるものであり、三上山は本市の歴史文化や歴史文化そのものを超越する存在であるといっても過言ではありません。

今回発見となった中畑・古里遺跡の大型掘立柱建物遺構に関しては、遺構としての学術上の重要性や歴史的価値については、新聞・テレビによる報道や、学識経験者の指摘の通りであります。三上山麓を聖域空間として景観を設定・演出するあり方については、日本人の信仰の歴史を考える上で、今後欠かすことのできない史跡として注目されることは必定と考えられます。また、三上山に親しみをもつ本市市民にとりましても、その信仰の歴史の古さを具体的・直接的に物語る資料として大変貴重であります。

以上のことから、野洲市教育委員会では以下の点を要望いたします。

1. 大型掘立柱建物遺構の現地保存

同遺構の建物範囲もしくは個々の柱穴を保護し、計画建物の基礎施工によって破壊されずに地下保存されること。遺構が破壊を受けずに地下保存されるのであれば、直上に計画建物を施工することについて問題とするものではありません。

2. 開発計画の竣工・オープン後を見据えた遺構の調査成果の活用策

今回検出した遺構を広く市民に知ってもらうため、具体的には解説サインや遺構の地表面あるいは床面表示、もしくは小型ジオラマの展示など、いくつかの方策が考えられます。

今回の開発計画に対する貴社のお立場や重要性は、本市教育委員会としまでも重々認識するところであります。請い願わくば諸々の条件が解決となり、遺構が現地保存されるよう以上のとおりに要望するものであります。

誠に恐れ入りますが、当件に係る結果や対策・措置につきまして、野洲市教育委員会宛ご文書にてご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。